連帯債務 宅建 H01-10-4 ≪#780≫

【問】正誤をつけよ。

A及びBは、Cと売買契約を締結し、連帯してその代金を支払う債務を負担している。Cが死亡し、Aがその相続人としてその代金債権を承継しても、Bの代金支払債務は、消滅しない。

【答え】誤り

≪ポイント1≫ 連帯債務者の一人との間の混同 【★基礎必須】

連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をした ものとみなす。(民法 440 条)

≪ポイント2≫ 相対的効力の原則 【★基礎必須】

第 438 条(**更改**)、第 439 条第 1 項(**相殺**)及び前条(**混同**)に規定する場合を除き、**連帯債務者**の一人について生じた事由は、**他の連帯債務者に対してその効力を生じない。**(民法 441 条)

⇒ 原則は、相対的効力
例外的に、弁済、更改、相殺、混同は、絶対的効力